

介護保険負担限度額差額支給申請について

介護保険負担限度額認定は、介護保険施設入所（短期入所）を利用される場合、介護保険負担限度額を申請し、要件を満たすと認定されます。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」が送付され、介護保険施設に提示することで、食費、居住費（滞在費）については、介護保険負担限度額までの自己負担にて利用することができます。

ただし、やむを得ない理由により、介護保険施設に介護保険負担限度額認定証を提示が出来なかった場合等に「国の定める費用額」以下の金額で介護保険施設に食費、居住費の支払をした場合は、「介護保険負担限度額差額支給申請」の申請により、差額について返金（償還払い）を受けることができる場合があります。

※ただし、「国の定める基準費用額」を超える金額（各サービス事業者が定める食費、居住費（滞在費）など）で支払をした場合は、負担限度額までの差額について返金を受けることができません。

1 対象者

- (1) 介護保険負担限度額認定の対象となる介護保険サービスを利用している。
- (2) 支払った食費、居住費（滞在費）が国の定める基準費用額以下である。
- (3) 領収日から2年以内の申請である。
- (4) （未申請の方）差額支給申請に該当する期間について介護保険負担限度額認定の要件を満たしている。

2 申請の際に必要なもの

- (1) 介護保険負担限度額 差額支給申請書
- (2) 振込先口座の情報（振込先の金融機関名（支店名）・口座番号・口座名義人）が分かるもの（通帳等）
※振込先の口座について被保険者以外の口座を指定する場合には、申請書裏面委任状の記載が必要となります。
- (3) 領収書（差額を申請する該当月の食費、居住費（滞在費）の単価と利用日数の明細が分かるもの）
- (4) 被保険者の介護保険者証・負担限度額認定証（交付済の場合）
- (5) （未申請の方）介護保険負担限度額認定申請書（用紙、添付書類は別紙参照）
- (6) 身元確認書類※¹

※1 身元確認書類について

● 申請者が被保険者本人の場合 ●

1 被保険者の介護保険者証・負担限度額認定証（交付済の場合）（負担限度額認定証が無い場合は①、②のうち1点）

2 被保険者の（マイナンバー）（分からぬ場合は不要） ⇒ 「個人番号カード」または「通知カード」

● 申請者が被保険者本人以外（代理人）の場合 ●（ご家族等）

1 申請者（代理人）の身元確認 ⇒ ①顔写真付身分証明書なら1点②顔写真のない身分証明書なら2点

2 被保険者の介護保険者証・負担限度額認定証（交付済の場合）

3 被保険者の（マイナンバー）（分からぬ場合は不要） ⇒ 「個人番号カード」または「通知カード」

①顔写真付身分証明書（例）運転免許証、パスポート、障害者手帳、個人番号カードなど 公的機関が発行したもの

②顔写真のない身分証明書（例）介護保険証、負担割合証、福祉医療受給者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書、納税通知書、特別徴収額通知書、源泉徴収票、転出証明書など公的機関が発行したもの

3 申請場所

飯田市役所 長寿支援課（A11窓口）（郵送可）

お問い合わせ先・郵送先

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 長寿支援課 介護保険係

代表 0265-22-4511 内線 5763、5764